

公 示

下記のとおり、令和8年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業にかかる企画競争参加者を募集します。

なお、本企画競争に係る契約締結は、当該事業に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

記

1 件名

令和8年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業－研究開発プラットフォームからの社会実装への推進－

2 応募要件

応募に当たっては、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）を中心としたプロジェクトチームを構成した上で、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）と代表機関の連名で応募すること。

なお、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）が代表機関に所属する者であっても差し支えない。

これらプロジェクトチームの応募要件は以下のとおりとする。

(1) 事業実施責任者（プロジェクトリーダー）

事業実施責任者は、次の①～③のいずれかの者とする。

- ① 「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォーム（以下「研究開発プラットフォーム」という。）のプロデューサー
- ② プロデューサーの推薦を受けた者
- ③ 研究開発プラットフォームの設立を検討中であり、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーとなる予定の者

(2) 代表機関

代表機関は、プロジェクトチームの中から選定するとともに、次の①～⑤の全ての要件を満たす者とする。

- ① 法人格を有し、経理事務を行う能力があること。
- ② 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。
- ③ 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にしていること。また、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが整備されていること。
- ⑤ 「知」の集積と活用場の産学官連携協議会の会員であること。

(3) プロジェクトチームのメンバー

「知」の集積と活用場の産学官連携協議会の会員であること。

3 契約候補者の選定方法

令和8年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画競争応募要領（以下「応募要領」という。）に基づき、提出された企画書等において書面審査を行い、平均点が高い企画書の提案者から順に予算の範囲内で契約候補者を選定する。

4 契約条項を示す場所、応募要領を交付する場所及び期間

(1) 場所：〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

電話番号029-838-7217

筑波産学連携支援センターホームページ上にて、ダウンロードにより交付する。
(<https://www.affrc.maff.go.jp/tsukuba/top/index.html>)

(2) 期間：令和8年3月3日(火)から令和8年4月20日(月)

- 5 説明会の開催
 - (1) 開催日時：令和8年3月13日(金) 15時00分から
 - (2) 開催場所：オンライン開催
事前に参加申し込みを受け付け、会議の URL を送付する。
なお、応募に際して説明会への参加は必須ではない。
- 6 企画書等の提出期限及び提出場所
 - (1) 提出期限：令和8年4月20日(月) 12時00分まで
 - (2) 提出先：茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
コーディネーション推進課
 - (3) 提出方法：原則、電子メールにより提出すること。
- 7 企画案の無効
本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は無効とする。
- 8 その他
本公示に記載なき事項は、応募要領による。

以上、公示する。

令和8年3月3日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 田雑 征治

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表すなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当センターのホームページ(<https://www.affrc.maff.go.jp/tsukuba/top/>)をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略など取り組んでいます。